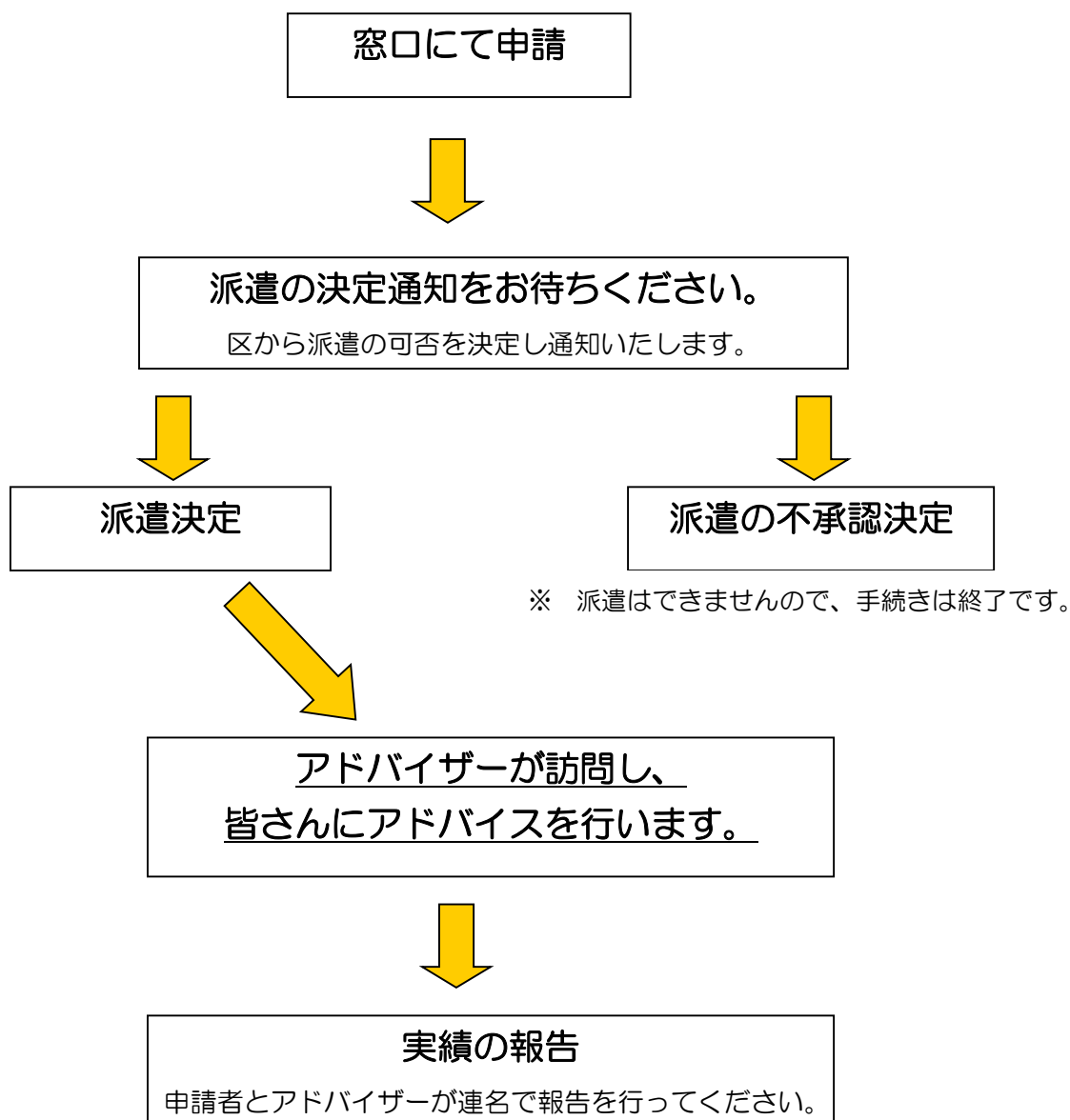


<< アドバイザー派遣制度の流れ >>



申込受付窓口

芝地区総合支所協働推進課	港区芝公園1-5-25	電話 3578-3123
麻布地区総合支所協働推進課	港区六本木5-16-45	電話 5114-8802
赤坂地区総合支所協働推進課	港区赤坂4-18-13	電話 5413-7272
高輪地区総合支所協働推進課	港区高輪1-16-25	電話 5421-7621
芝浦港南地区総合支所協働推進課	港区芝浦1-16-1	電話 6400-0031

防災アドバイザー派遣制度を活用して 地域の防災力を向上させましょう

防災アドバイザーが地域の防災活動を支援します。

港区内の地域防災協議会、防災住民組織、町会や自治会などが、地域の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発のための講演会・学習会に防災に関する専門家「防災アドバイザー」を派遣し支援する制度です。

講演会・学習会のほかにも効果的な防災訓練のアドバイスや実施方法などの相談にも「防災アドバイザー」が応じます。



◎ 自主防災の必要性

現実に大震災が発生した場合には、港区をはじめ防災機関が全力で災害救助活動を行いますが、同時に多数の火災・救助事案が発生した場合などは、活動に限界が出てきます。こうした場合には、何よりも地域の皆さんの協力が必要です。

「自分たちのまちは自分たちで守る」ために、いざというときにすばやく行動できる備えが必要となります。

1 支援対象

防災アドバイザーの派遣の対象となるのは、次の団体となります。

(1) 港区内の防災住民組織

(港区長に防災住民組織結成を届け出ていることが必要です。)

(2) 港区内の地域防災協議会

(港区長に地域防災協議会結成を届け出ていることが必要です。)

(3) 町会及び自治会

港区町会等補助金交付要綱（平成16年4月1日15港区地第403号）第2条第1項第1号の規定に基づき結成された町会及び自治会

2 支援内容

支援対象となる団体が、防災意識の高揚等を図るための講演会や団体が防災に関する相談を行いたいときに、港区が防災に関する専門家（以下「防災アドバイザー」）を派遣し、防災講演、訓練に関するアドバイスをを行い、地域の防災活動を支援します。

3 制度の概要

予め区に登録している「防災アドバイザー」の中から希望する「防災アドバイザー」を2名以上選んで申請していただき、区が調整した後に申請された「防災アドバイザー」を派遣します。

(登録防災アドバイザーは、「防災アドバイザー派遣制度登録業者一覧をご覧ください。')

4 費用負担

「防災アドバイザー」派遣の費用は全額港区が負担いたします。

※ 会場確保、資料のコピーや配布、実施周知などは申込者負担です。



5 申請方法

申請書に必要事項を記入し、裏面に記載されているいずれかの受付窓口
提出をしてください。

6 申請にあたっての注意事項

- (1) 必ず、自治会等団体としてお申し込みください。居住者個人からのご要望には応じかねます。
- (2) 派遣希望日、日時は可能な限りご希望に沿うよう努めますが、ご希望に添えない場合があることをご了承ください。
- (3) 申請書は、派遣希望日の20日前までに提出してください。
- (4) 派遣可能日は、12月29日から翌年1月3日を除く全日となります。
- (5) 派遣可能時間は、9時00分から21時00分の間で最大8時間となります。
- (6) 派遣時間を越えてアドバイスを求めることは、ご遠慮下さい。
※ 当日に打合せ・施設の見学等を行う場合は、申請時に派遣依頼時間を含めて下さい。質疑の時間等を考慮し、1回の申請時間を4時間程度とすることをお勧めします。
- (7) 派遣回数には上限があり、1団体につき年度あたり5回までです。
※ 下打ち合わせなどで、アドバイザーを招く場合も1回の派遣となりますので、派遣申請書提出後お送りする派遣決定通知書に記載されている、防災アドバイザー連絡先に、電話や、メール等で打合せをお願いします。
- (8) 防災アドバイザーは、管理組合と自治会とのトラブル調整、区などの助成制度の代理申請などの業務は行いません。

